

「MobiConnect i-FILTER ブラウザーオプション」利用規約

『MobiConnect i-FILTER ブラウザーオプション』利用規約（以下「本規約」といいます）は、お客様（以下「甲」といいます）が、デジタルアーツ株式会社（以下「乙」といいます）が開発し、インヴェンティット株式会社（以下「丙」といいます）が乙から許諾を受けて提供するソフトウェア製品である「MobiConnect for Business i-FILTER ブラウザーオプション」、「MobiConnect for Education i-FILTER ブラウザーオプション」又は「MobiConnect Enterprise i-FILTER ブラウザーオプション」（以下「本ソフトウェア」といいます）及びサービスを利用するにあたり、共通の利用条件を定めたものです。

本ソフトウェアをインストールする（あらかじめインストールされた状態で購入された場合は「利用する」）又は[ブラウザーを開始する]ボタンを押す（以下、本ソフトウェアを利用可能とするための設定を行うことを「アクティベートする」といいます）ことで、甲は本規約の内容について同意したものとみなし、この場合にのみ、甲は、本ソフトウェアに収録されているプログラム及び収録情報並びに企業パスワード、本ソフトウェアのマニュアル等の印刷物に記載されている情報に収録される機能及び情報をご利用になることができます。

本規約に同意されない場合は、本ソフトウェアをインストールすること（あらかじめインストールされた状態で購入した場合は「利用すること」）又はアクティベートすることは行わないでください。

甲が本規約に同意した場合、甲乙丙間で、本規約を契約内容とするソフトウェア利用契約（以下「本契約」といいます）が締結されるものとします。

本規約は、ご利用開始前に、甲乙丙間でなされた全ての協議、合意、説明及び一方から提供された資料に優先して適用されるものとします。

第1条（ライセンスの許諾）

1. 甲が所定のライセンス料金を支払い、本規約の内容に従うことを前提として、乙は、甲に対して、特定バージョンの本ソフトウェアを情報端末（本ソフトウェアの仕様で対応が明記されているもの）に限り、以下「クライアント機器」といいます）にインストールして、又はクライアント機器にインストールすることなく、クライアント機器を通じてアカウント情報を入力してログインすることにより利用可能となるシステム環境（以下「クライアント環境」といいます）にインストールして日本国内のみにおいて利用する非独占的で譲渡不能なライセンス（あらかじめインストールされた状態で購入された場合は「日本国内又は別途乙が承認した国又は地域において当該クライアント機器上で利用する非独占的で譲渡不能なライセンス」）を許諾します。
2. 本ソフトウェアは、本条において許諾されている場合を除き、1台を超えるクライアント機器で同時に利用できないものとします。本ソフトウェアがクライアント機器のメモリ若しくは仮想メモリにロードされている場合、又はハードディスクや、その他の記憶装置に保存されている場合には、本ソフトウェアを利用しているものとみなされます。甲は本ソフトウェアに関する知的財産権について、本ソフトウェアと同様に記載することを条件に、バックアップの目的でのみ本ソフトウェアを1部複製することができます。
3. 甲は、乙より許諾されたライセンス数に応じた数のアプリケーション（本ソフトウェアであって、クライアント機器又はクライアント環境のオペレーションシステムの種類及び本ソフトウェアの利用

形態に応じて乙が提供する各アプリケーションソフトウェアをいい、以下同様とします)を単一又は複数のクライアント機器又はクライアント環境にインストールした上でアクティベートして利用することができます。クライアント機器又はクライアント環境にインストールされアクティベートされるアプリケーションの数が、甲に正当に許諾されているライセンス数を超過しうる場合は、甲は許諾されたライセンス数の範囲内に接続数が収まるようクライアント機器又はクライアント環境にインストールするアプリケーションの数の減少や追加ライセンスの購入等、客観的に妥当な手段をとるものとします。甲は本ソフトウェアに関する知的財産権が本ソフトウェアと同様に記載されることを条件に、本ソフトウェアのマニュアル等の印刷物をライセンスの対象となっているクライアント機器又はクライアント環境用に1部ずつ複製することができるものとします。

第2条 (期間及び終了)

1. 本ソフトウェアは、本ソフトウェアの利用料金が支払われている期間中に限り、利用することができます。
2. 甲が、丙所定の期日までに丙所定の解約手続を行わなかった場合には、本契約は同内容にて1年ごとに自動的に更新されるものとし、甲には、更新された期間について本ソフトウェアの利用料金の支払義務が発生します。
3. 甲の契約期間が更新されることなく満了となった場合、又は第9条の規定により本契約が解除された場合は、甲の本ソフトウェアに関するライセンスは消滅し、甲は、本ソフトウェアをクライアント機器からアンインストールするものとします。
4. 本契約の契約期間中に本契約が終了した場合には、理由のいかんを問わず料金は甲に返還されないものとします。

第3条 (会員特典)

1. 甲が正規版を利用する場合、本規約に同意した甲について、丙が定める手続に従って、本ソフトウェアのシリアルID毎にユーザー登録が行われるものとします。当該登録により、甲丙間において会員契約が成立し、丙から甲に対し、本ソフトウェアに関する問合せ対応、本ソフトウェアの修正プログラムの提供、バージョンアップ(マイナーバージョンアップ、リビジョンアップをいいます)版の提供、各種情報の配信その他丙が別途定めるサービス等の会員特典(以下「会員特典」といいます)が提供されることとなります。
2. 甲に対する会員特典の提供は、別途乙又は乙若しくは丙と個人情報を含む機密情報の保護に関する機密保持契約等を締結した第三者により提供される場合があることに甲は同意するものとします。
3. 丙は、甲が本規約上の義務に反したときは、何ら催告を要せず、直ちに、会員特典の提供を解除することができるものとします。
4. 甲は、会員契約期間が終了する以前に丙が定める手続に従い、シリアルIDごとに会員契約を更新することによって、継続して会員特典を受けることができるものとします。
5. 乙は、原則として、乙が受け取る料金の10%を会員特典の充実にあてるものとします。
6. 丙は、会員契約をしない甲に対して、一切の会員特典を提供する義務を負わないものとします。
7. 本条各項の定めにかかわらず、甲が購入した本ソフトウェアのバージョンに対する会員特典の提供

は、当該バージョンの発売開始後、2 回目のメジャーバージョンアップが行われた日から 1 年後に終了します。

8. 会員特典の提供期間中に本契約が終了した場合には、理由のいかんを問わず、会員特典の提供に対して支払われた対価は甲に返還されないものとします。
9. 丙は、会員特典の提供により甲に生じた問題の解決を図るものとしますが、当該問題の完全なる解決を甲に保証するものではありません。

第 4 条（禁止事項等）

1. 乙及び丙は、甲が本ソフトウェアを利用するに際し、以下の各項に規定する行為をなすことを禁止します。また甲は、乙又は丙が書面により事前に甲に通知することを前提に、本規約の規定の甲による遵守を確認するために乙又は丙が甲に対する定期的な監査を行う権利を有することに同意するものとします。
 - (1) マニュアル等で乙又は丙から案内されていない方法、態様で利用すること。
 - (2) 本規約に許諾されている場合を除き、本ソフトウェアの全部又は一部を複製すること。
 - (3) 本ソフトウェアの全体又は部分的な改変をすること。
 - (4) 本ソフトウェアをトレース、デバッグ、逆アセンブル、リバースエンジニアリング、又は逆コンパイルすること。
 - (5) 本ソフトウェアの知的財産権表示や商標を削除すること。
 - (6) 乙及び丙の事前の書面による同意なくして、本ソフトウェアに含まれる情報を第三者に開示すること。
 - (7) 有償、無償を問わず、本ソフトウェアを乙及び丙の許諾なく、第三者にリース、レンタル、譲渡、引用、再許諾、再販売その他の方法で利用させること、又はそのおそれのある行為を行うこと。
 - (8) 乙及び丙の事前の書面による同意なくして、本ソフトウェアを第三者のために利用し、あるいは不特定多数を対象とした商業的目的の 2 次利用及び陳列開示等を行うこと、又はそのおそれのある行為を行うこと。
 - (9) 本ソフトウェアが旧バージョンのアップデート又はアップグレード版である場合に、乙及び丙の同意なく両バージョンを同時に利用すること。
 - (10) 甲が乙の競合他社である場合に、本ソフトウェアを利用すること、又はそのおそれのある行為を行うこと。
 - (11) 本ソフトウェア及び乙のその他の製品の提供又はサービスの運営を妨げる行為を行うこと、又はそのおそれのある行為を行うこと。
 - (12) 前号までの行為を、第三者をしてなさしめること、又はそのおそれのある行為を行うこと。
 - (13) その他、乙又は丙が不適切と判断する行為を行うこと。
2. 前項各号のいずれかに該当する違反がある場合、乙又は丙は、甲に対し、本ソフトウェアの利用停止、契約締結拒否、その他乙が必要と認める措置を行うことができるものとします。
3. 前項の措置を取ったことにより甲に発生したあらゆる損害について、乙又は丙は一切責任を負いません。
4. 甲は、乙及び丙が甲に対して別途事前に同意した場合に限り、本条各項の定めによらず、業務のため

に用いられる情報システムの管理を甲に委託した第三者に対して、本ソフトウェアの利用を再許諾できるものとします。この場合、甲は、当該第三者に本規約上に定められている甲の義務を遵守させることとします。なお、当該第三者の本ソフトウェア利用に関する料金の支払いに関する事項については、別途甲乙丙協議の上決定するものとします。

5. 本規約の定めにより甲が第三者に本ソフトウェアの利用を再許諾する場合、甲は、乙又は丙の承諾があることを理由として本規約上の自己の義務の免除又は軽減を主張することができず、乙及び丙は当該第三者の行為を全て甲の行為とみなし、甲に対し、本規約上の責任を問うことができるものとします。
6. 乙又は丙は、再許諾先として適格でないと合理的な理由により認めるときは、その理由を甲に対して明示したうえ、その承諾を撤回することができるものとします。

第5条（保証）

1. 乙及び丙は、本ソフトウェアがその主要な点においてマニュアル記載の機能を有することを確認していますが、当該確認にかかわらず、本ソフトウェアは現状有姿のまま甲に提供されるものであり、乙及び丙は、甲に対して、本ソフトウェアに関して、動作保証、利用目的・機器等への適合性の保証、利用結果に関わる適格性若しくは信頼性の保証、第三者権利侵害の不存在に係る保証を含む、明示若しくは黙示の、一切の保証、表明、約束等を行わないものとします。
2. 乙及び丙は、甲に対して、本ソフトウェアに関し、いかなるアプリケーションに対しても、すべてのWeb通信の制御を漏れなく確実にを行うことを保証するものではありません。
3. 乙及び丙は、甲に対し、本ソフトウェアに関し、Web通信以外の通信を利用するアプリケーションに対し、一切干渉しないこと及び動作に一切の影響を与えないことを保証するものではありません。

第6条（機密情報）

1. 本規約において「機密情報」とは、本規約に関連して、乙又は丙が甲に対して書面（電子メールを含みます）、電磁的記録媒体、口頭その他の手段により開示した技術上若しくは販売上の情報（「ソフトウェア使用許諾証書」に記載される利用条件を含みます）、本ソフトウェアに関する情報又は、該当する場合において、本規約の存在若しくは内容をいいます。ただし、次の各号に定める情報は機密情報に含まれません。
 - (1) 甲が開示を受けた時点で、既に公知であった情報
 - (2) 甲が開示を受けた後、甲の責めによらず公知となった情報
 - (3) 甲が開示を受けた時点で、既に甲が合法的に取得していた情報
 - (4) 機密情報によらず甲が独自に開発した情報
 - (5) 甲が第三者より機密保持義務を課せられることなく合法的に提供された情報
2. 甲は、機密情報を乙及び丙の事前の書面（電子メールを含みます）等による同意を得ることなく、第三者（乙の競合他社を含みますが、これに限定されません）に開示、提供又は漏えいしてはならず、本ソフトウェアの利用のために必要最小限度の範囲を超えて利用し又は複製してはなりません。
3. 甲は、乙及び丙の書面（電子メールを含みます）による同意を得て機密情報を第三者に開示又は提供する場合、当該第三者に対して本規約における自己の義務と同等の義務を課し、かつ、これを遵守さ

せるものとし、甲は、当該第三者の一切の行為につき、責任を負うものとし、

4. 甲は、本規約が終了したとき又は乙若しくは丙が要求したときに、要求した者の選択に従い、速やかに機密情報（複製物を含みます）を相手方に返還又は破棄（電磁的記録媒体の場合は消去）します。
5. 乙は、甲が保有する個人情報を乙が取り扱う際は、【別紙】に従うものとし、

第7条（免責）

1. 乙及び丙は、本規約に関連して甲又は第三者が被ったあらゆる損害（事業利益の損失、事業の中断、データの損失その他金銭的損害を含みますが、これらに限定されません）について、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因のいかんを問わず、また、損害の発生の予見可能性の有無を問わず、一切責任を負わないものとし、
2. 乙及び丙は、本ソフトウェアに対する第三者の権利侵害の主張に起因する損害、本ソフトウェアの不具合による損害、お客様による本ソフトウェアの操作ミスに起因する損害、甲、乙、丙若しくは第三者が設置、維持管理する機器装置の障害に起因する損害、第三者プログラムに起因する損害、ウイルス、ハッキングその他不正アクセス行為に起因する損害、本ソフトウェアに関するシステムの停止若しくは中断に起因する損害及び電気通信事業者、インターネット接続プロバイダー等の第三者に起因する損害についても前項と同様とします。
3. 乙及び丙は、本ソフトウェアに誤字、脱字、位置ずれ等による表記上又は内容上の誤りがあったとしても、交換、修補、代金返還等の対応は致しません。また、それにより甲又は甲以外の第三者に損害が生じたとしても、乙及び丙は一切その責任を負いません。
4. 甲は本ソフトウェアが接続しているクライアント機器の利用者（以下「利用者」といいます）の同意を得た上で、当該利用者に関する個人情報及び通信内容を取得・閲覧等することができるものとし、前記の利用者による同意の有無によらず、乙及び丙は、甲による利用者の個人情報及び通信内容の取得・閲覧等に起因して甲と利用者との間に発生する紛争に関して一切の補償を行いません。甲は、当該紛争を自らの責任及び負担において処理解決するものとし、乙及び丙に何らの迷惑も及ぼさないものとし、また、甲による利用者の個人情報及び通信内容の取得・閲覧等に起因して乙又は丙と利用者との間に紛争が生じた場合、甲は紛争の解決のために乙又は丙の要請に応じ乙に協力するものとし、
5. 甲、乙及び丙は、乙及び丙が次の各号に掲げる事項について一切の保証を行っていないことをここに確認するものとし、
 - (1) 甲が接続しようとする Web サイトが信頼できるサイトであること。
 - (2) 甲の通信内容が完全に暗号化されていること。
 - (3) クライアント機器及びネットワーク環境に不具合、エラーや障害が生じないこと。
6. 甲は、HTTPS サイトへの接続時に表示される警告を常に非表示とする設定を行う場合には、下記の事項を遵守することに同意するものとし、また、甲は、当該設定が本ソフトウェアの初期設定であることをここに確認するものとし、
 - (1) 甲の指揮命令下にある従業員等の通信の秘密やプライバシー権等に配慮し、当該従業員等に対して、甲のネットワーク管理者が全ての暗号化通信先 URL 及び通信内容を解読してログを取得していることについて事前に十分な周知を行い理解を得ること。なお、新たに指揮命令下に入

った従業員等にも、同様の対応を行うこと。

- (2) 閲覧した通信情報及び取得したログを不正な目的に利用しないこと。
- (3) 当該設定変更に起因する紛争は、全て自己の費用と責任をもって解決し、乙及び丙に一切の迷惑をかけないこと。
- (4) 当該設定変更に起因する不具合に関しては、乙及び丙から一切のサポートが受けられないことにつき了承すること。

第8条（著作権と知的財産権）

1. 本ソフトウェアは、日本国の著作権法及び国際条約により保護されています。
2. 本ソフトウェアの著作権等の知的財産権は乙又はその供給者が所有します。甲は、本規約に基づき、利用権を許諾されている範囲内で利用することができます。甲は本ソフトウェアの知的財産権に関する権利が甲に譲渡されるものではないことを了承するものとし、さらに甲は、本規約に明示的に規定されていない限り、本ソフトウェアに関するいかなる権利も甲が取得するものではないことを了承するものとしします。
3. 甲は、本ソフトウェアの全ての複製物に本ソフトウェアに表示されるものと同様の知的財産権が表示されることに同意するものとしします。
4. 甲は、本規約で明示的に付与された権利を除き本ソフトウェアに関する何らの権利を付与されるものではなく、また、明示的でない形で付与された全ての権利、その他全ての権利は乙が留保するものとしします。
5. 乙は、本規約上の乙の地位又は本規約に基づく乙の権利若しくは義務を第三者に移転又は譲渡することができるものとし、当該移転又は譲渡に必要な限りにおいて、甲の情報を当該第三者に提供することができるものとしします。

第9条（本契約の解除）

1. 甲が次の各号のいずれかに該当する場合には、乙又は丙は、甲に対し何ら催告を要せず、直ちに、本契約を解除することができるものとしします。
 - (1) 支払いを停止し、又は手形もしくは小切手を不渡りとしたとき。
 - (2) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、又は特別清算開始等の申立があったとき。
 - (3) 仮差押、差押、仮処分又は競売等の申立があったとき。
 - (4) 合併、解散又は事業の全部もしくは重要な一部の譲渡又は廃止を決議したとき。
 - (5) 乙又は丙が提供するサービスの運営を妨害し、又は乙の名誉、信用を毀損したとき、又はそのおそれがあるとき。
 - (6) 第三者による本ソフトウェア及びサービスの利用に支障を及ぼす行為を行ったとき、又はそのおそれがあるとき。
 - (7) 甲の登録情報に不実虚偽の記載又は重要な記入漏れがあったとき。
 - (8) 甲が本契約の条項に違反したとき。
 - (9) 甲が本ソフトウェアの取扱いについて著作権法、特許法、その他の法令規則に違反したとき、又はそのおそれがあるとき。

2. 前項に基づき乙又は丙が甲に対し本契約の解除権を行使したときは、全ての当事者間において本契約は終了するものとする。

第 10 条（その他の条件）

1. 本規約には日本国の法（手続法を含みます）が適用されるものとし、本規約により生じる紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
2. 甲は、本ソフトウェアに関して、いかなる形態であれ、その原因が発生した時から 1 年を経過した後は訴訟を提起することはできないものとします。
3. いずれの当事者も、天災地変その他の不可抗力による本規約の履行遅滞又は本規約の全部若しくは一部の不履行について、その責めを負わないものとします。
4. 本規約の条項のいずれかが無効又は執行不能であることが判明した場合、当該条項は本規約の目的及び意図に沿った条文に置き換わるものとし、その他の条項は引き続き有効とします。なお、本規約における関連する条項が無効又は執行不能と判断された場合においても、乙及び丙が本規約に関連して甲又は第三者が被った損害を賠償する範囲は、現実が発生した直接かつ通常の損害（逸失利益を除きます）に限られるものとし、かつ、当該損害の原因行為の多寡にかかわらず本規約に基づき甲が過去 12 か月間に丙に対して実際に支払った金額を上限とします。
5. 本規約において必要な通知は、書面（電子メールを含みます）をもって相手方当事者に行うものとします。
6. 本規約は日本語を正文とし、本規約につき日本語以外の言語による翻訳が作成される場合、当該翻訳は参考のために作成されるに過ぎず、日本語の正文のみが甲、乙及び丙との間で効力を有するものとします。
7. 乙又は丙は、甲への予告なく必要に応じて本規約を変更することがあり、変更後の利用規約は丙のサイト上に表示される等、合理的な方法により周知された時点より効力を生ずるものとします。本規約の変更の効力が生じた後、甲が本ソフトウェアを利用した際には、変更後の本規約の記載全ての記載内容に同意したものとみなします。
8. 本規約に定めのない事項又は本規約の履行につき疑義を生じた場合には、甲、乙及び丙は誠意をもって協議し円満解決を図るものとします。

【別紙】お預かりする個人情報の取扱いについて

お客様からデジタルアーツ株式会社（以下「当社」といいます。）への個人情報のご提供は全て任意となっております。当社による下記個人情報の取扱いについてご同意いただける場合に限り、[同意する]ボタンを押してください。ただし、当社が依頼する個人情報をご提供頂けない場合は、お問合せ又はご依頼等への対応、ご請求を頂いた資料等の送付、並びにサービスの提供等ができない場合があります。

1. 個人情報の利用目的

当社が利用する個人情報の利用目的は下記のとおりとします。当社は、下記各号に規定する事項に利用する目的で、書面又は書面以外の方法で、お客様から、お客様に関する氏名、電話番号、住所、

メールアドレス、年齢、勤務先、所属部署、当社製品の購入乃至導入履歴及び購入目的、お客様が利用しているパソコン等の端末に関する種類及び利用環境、本ソフトウェアの利用状況に関する各種情報（スレッド数、ユニーク IP アドレス数等）、お客様が利用しているその他ソフトウェアに関する種類及び利用環境並びにお客様が利用しているインターネットに関する種類及び利用環境等の個人情報収集する場合があります。

- (1) 当社及び当社のグループ会社等が取り扱う各種製品・サービスに関する案内
- (2) 当社及び当社のグループ会社等が主催・共催・協賛・出展するセミナー・展示会等に関する案内、申込みの確認、又は入場券等の送付
- (3) 当社及び当社のグループ会社等が行う顧客満足度調査等のアンケートの依頼
- (4) 当社及び当社のグループ会社等が、お客様個人を特定できない形で個人情報を統計的に処理した情報を集約し分析する等して、調査結果としてまとめたものの公表
- (5) 当社及び当社のグループ会社等がお客様に対して行う業務上の連絡
- (6) 当社及び当社のグループ会社等がお客様との契約を履行する上で必要となる事項（各種サービスへの登録の確認やサービスの提供等）
- (7) 当社及び当社のグループ会社等が行う各種製品・サービスの請求、支払とその確認等
- (8) 問合せ又は依頼等への対応、請求のあった資料等の送付
- (9) 個人情報に関する当社の社内諸規程及びコンプライアンス・プログラムに準拠した秘密保持契約等の契約を締結し、利用目的を精査・確認した上での当社のグループ会社への個人情報の提供
- (10) 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律における青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを開発する事業者及び青少年有害情報フィルタリングサービスを提供する事業者としての当社の責任を果たすため必要となる事項
- (11) その他、契約上の当社の責任を果たすため、より良い製品・サービスを開発するため、有用な情報をお届けするためその他正当な目的のために、事前に通知し又は公表した目的

(注 1) 「当社のグループ会社等」とは、上記利用目的が遂行される時点で、当社が総株主の議決権の過半数を所有する又は所有される会社及び当社の業務委託先をいいます。

(注 2) 個人情報の提供は全て任意となっております。ただし、当社が依頼する個人情報を提供がない場合は、問合せ又は依頼等への対応、資料等の送付、並びにサービスの提供等ができない場合があります。

2. 第三者への提供及び委託先への監督について

当社及び当社のグループ会社等の販売促進活動に資すること、又は、当社が取り扱う各種製品・サービスの提供及び販売促進活動の充実を目的として、前項の個人情報並びに本ソフトウェアの利用状況又は契約状況に関する各種情報（シリアル ID 等）を、データ送信及び書面交付の方法により当社のグループ会社等へ提供することがあります。当社のグループ会社等への提供を停止することを希望するお客様は下記個人情報に関するお問合せ窓口まで連絡するものとします。

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いの全部又は一部を提供する場合があります。

当社のグループ会社等への個人データの提供に際しては、個人情報に関する当社の社内諸規程及び

コンプライアンス・プログラムに準拠した秘密保持契約等の契約を締結し、適切な監督を行うものとします。

当社は、裁判所による開示を命じる判決若しくは命令を受けた場合、又は警察、税務署等の法律上の照会権限を有する者からの照会を受けた場合（刑事訴訟法第 197 条、弁護士法第 23 条の 2 等）には、お客様の同意を得ることなく、第三者に個人情報を提供する場合があります。

3. 保有個人データの開示等に関して

当社は、お客様本人からの保有個人データの開示、訂正、利用停止等の請求に対して、以下により適切に対応いたします。

- (1) 当社は、お客様から保有個人データの開示請求があった際には、当社業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合その法令に定める場合を除き、お客様に対して当該保有個人データの開示を行います。
- (2) 当社は、保有個人データの内容が事実と異なる場合には、お客様からの請求により、利用目的の達成に必要な範囲内において、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除を行います。ただし、訂正等を行うことによって、提供することが困難になる、若しくはできなくなる製品やサービスが発生する場合があります。
- (3) 当社は、保有個人データが利用目的の制限に違反して取り扱われている場合、不正の手段により取得された場合、又は法令に違反して第三者に提供されている場合には、お客様からの請求により、違反を是正するために必要な限度で当該保有個人データの利用の停止若しくは消去を行い、又は第三者への提供を停止します。ただし、利用停止等を行うことが困難な場合であって、お客様の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置を講じたときは、当該措置をもって利用停止に替えることとします。

4. 開示等のご請求及びお問合せ先

お客様は、上記 3 に記載した保有個人データの開示等の請求を行う場合は、当社の定める手続に従うものとします。お客様は、当社における個人情報保護に関して質問等がある場合には、下記個人情報に関するお問合せ窓口に対して問合せを行うものとします。

個人情報に関するお問合せ窓口 E-Mail: privacy@daj.co.jp

以上